

令和7年8月6日からの豪雨および暴風雨により
被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置の
対象地域の拡大について

2025 年 11 月 14 日

北陸電力株式会社

当社は、令和7年8月6日からの豪雨および暴風雨により、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまに電気料金等の特別措置を実施してまいりました。

このたび、当災害が激甚災害に指定されたことから、特別措置の対象地域を拡大いたします。

当災害により被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

記

1. 対象地域

現 在：石川県金沢市

変更後：対象地域の限定はございません

2. 特別措置の内容

特別措置の適用には、申込書および罹災証明書等をご提出いただく必要がございます。

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

2025年7月分（2025年8月7日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、
8月分、9月分および10月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

② 不使用日の基本料金割引

被災された日から引き続き全く電気を使用されなかった場合、2026年2月末までに限り、1日あたり基本料金を4%割引いたします。

③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災された建物等の電気設備が一時的に使用不能となった場合は、2026年2月末までに限り、その使用不能設備相当分の基本料金を免除いたします。

④ 工事費負担金等相当額の免除

被災された電気の使用場所において、2026年2月末までに、以下のいずれかのお申込みをされた場合、工事費負担金等相当額を免除いたします。

- ・被災された日から引き続き全く電気を使用されずにご契約を廃止された後、
廃止時点の契約電力等を超えずに新たに電気をご使用されるお申込み
- ・建物等の再建等に用いる臨時電灯または臨時電力のお申込み
- ・建物等の再建等のための計量器・引込線等の移設のお申込み

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel： 0120-776453

<月～金曜日 9～17時（祝日・年末年始を除く）>

以 上